

「まちを変える都市型農園 コミュニティを育む空き地活用」

新保奈穂美 著 (学芸出版社)

「クリエイティブな農でまちのスキマを使いこなす」—そのカバーを目にして立ち止まり、手にした方も多いただろう。

都市農業をとりまく環境は大きく変わってきた。1968年の都市計画法のもとで、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」(同法7条)とされた市街化区域内には、多くの農地が含まれることになり、「おおむね10年」をはるかに過ぎた昨今になって、ようやくその位置づけが見直されるようになった。2015年の都市農業振興基本法の制定を契機として、国は都市農業を等閑視してきたことを自ら認めており、これまで「主要な農業振興施策が講じられてこなかった」都市部の農業に対する本格的な農業振興施策を実施することが謳われている(都市農業振興基本計画、2016)。

とくに2018年6月に制定された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(都市農地貸借円滑化法)は、高度経済成長期以来の政策方向性を大きく転換するものである。具体的には、同法の下で生産緑地を借地して耕作を行う場合、「都市農業の有する機能の発揮に特に資すること(法4条)」すなわち、多面的機能の発揮として、①農産物や加工品の地域内販売、②農作業体験や交流、③調査研究や農業者育成、④防災協定、⑤環境保全型農業、⑥地域の特産や先進的技術の導入といった事業が営まれることが求められる(同法施行規則)。あわせて、特定農地貸付法の下で、生産緑地を市民農園として貸借する制度も創設された。この制度以前は、大都市近郊においては、農家が自ら土地を耕作しなければ、高額な相続税、固定資産税が課せられ、農業を継続することは不可能であったが、こうした中で、長期的な農地保全に向けて、具体的にどのような形で農業が営まれるかについて展望を示すことが求められている。

本著は、こうした時機に際して、都市部におけるコミュニティガーデンのさまざまな活用方法を提起している。本著の前半では、実に18件の国内外の事例が紹介されているが、単なる事例紹介としてではなく、各事例がシームレスに扱われることにより、都市農業を実践する立場からみても、それぞれの環境に沿って事例を理解することができる。すなわち当事者として必要なアイデアを得ていくことができる工夫がなされている。各農園紹介の冒頭に、土地所有、運営者、面積、財源といった基本情報が整理されているのもうれしい。たとえば、ミュンヘンでは1999年から、市街地を取り囲む5,000ha超の農地や空地における、日本の市民農園に類似した貸農園を推進し、当初13区画(1農園)だったものが、2018年には1,521区画(25園)になったという。諸外国の「高みにある」ように思える取り組みは、決して手の届かないものではなく、現代における地道な積み重ねによるものであることに励まされる読者は多いことだろう。多文化の共生、若い世代の育成、生涯学習や高齢者のQoLの向上、災害復興など、都市社会の課題解決手段として用いる例も課題ごとに紹介されている。

本書の後半では、コミュニティガーデン運営のためのノウハウやコーディネーターの役割が紹介されている。非営利であっても事業としての運営スキームや価値提供の枠組みを作り上げ、維持するための設計から着手しなければならないことも少なくないだろう。さらに、ビジョンを示し、メンバーに少しずつでも役割を分担し、コミュニケーションを促すとともに、外部との情報共有を行うことがコーディネーターに求められることが分かる。とはいえ、何よりも農業は天候に左右される。完璧を目指さないことが大切だという言葉は、実感とともに読者の心に残る。都市農業の必携書としてお薦めしたい。

(東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授 八木洋憲)

